

須磨区古川町2丁目用地活用事業 基本契約書

優先交渉権者が、代表企業と構成企業1社から構成される共同事業体の場合の例です。

須磨区古川町2丁目用地活用事業 基本契約書

神戸市交通局（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）及び〇〇〇〇（以下「丙」という。）とは、須磨区古川町2丁目用地活用事業に着手するにあたり、以下の条項により基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、須磨区古川町2丁目用地活用事業（以下「本事業」という。）において食品スーパーを基幹として生活利便に資する機能を付加した複合施設を整備し、運営・供給するにあたり、本事業が確実かつ円滑に実施されることを目的とする。

（事業計画書の遵守）

第2条 乙及び丙（以下まとめて「乙ら」という。）は、甲が実施した本事業の事業者公募に際し、乙らが提出した事業計画書（以下「事業計画書」という。）に基づき、誠意をもって事業を進めなければならない。

2 事業計画書の内容について、乙らが書面による申出を行い、甲がやむを得ないと認めたもの限り、事業計画書の一部を変更したものとみなす。

（施設内容）

第3条 乙らは、事業計画書に基づき施設を整備しなければならない。

（公募のしおりの遵守）

第4条 乙らは、事業を進めるにあたり、「須磨区古川町2丁目用地活用事業 公募のしおり（以下「公募のしおり」という。）」に記載された事項を遵守しなければならない。ただし、あらかじめ協議のうえ、甲が変更を認めた事項についてはこの限りではない。

（代表企業の役割）

第5条 乙は、甲と借地借家法第23条第2項に基づく事業用定期借地権設定契約を締結する。

2 乙は、乙らを代表して甲と協議し、意思決定を行うとともに、少なくとも事業対象施設の全てが供用開始されるまでの期間において、事業全体を統括し、進捗管理等のマネジメントを担う。

（設計図書等の提出）

第6条 乙らは、事業計画書に記載のすべての施設について、甲に、甲の指定する方法で設計図書及び関連資料を提出しなければならない。

（周辺環境対策等）

第7条 乙らは、本事業を実施するにあたり、周辺住民等への計画、工事説明及び周辺環境対策等について、自らの責任において実施するものとする。

(公共交通等への配慮)

第8条 乙らは、本事業を実施するにあたり、周辺の公共交通の運行に支障をきたさないように配慮するものとする。

(進捗の報告)

第9条 乙は、事業の進捗について、甲の求めに応じて報告しなければならない。

(緊急連絡体制)

第10条 乙らは、事業を実施するにあたり、緊急時の連絡体制を整え、甲に報告するものとする。

(秘密保持)

第11条 甲及び乙らは、本基本契約に規定する各事項について、相手方の事前の同意を得ることなく、これを第三者に開示及び本基本契約の目的以外に使用してはならない。ただし、裁判所より開示が命ぜられた場合、弁護士等の法令上守秘義務を負う者に開示する場合及び甲が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

(基本契約の変更)

第12条 本基本契約の規定は、全当事者の書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。

(疑義の決定)

第13条 本契約において疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年 月 日

神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号

甲 神戸市(交通局)

交通事業管理者 城南 雅一

乙

丙